

障害福祉サービスの継続利用について

平成18年4月から、障害者自立支援法に基づいた福祉サービスが支給されています。

介護給付、訓練等給付、旧法施設支援などのサービスを利用されている人には、障害福祉サービス受給者証が発行されています。

サービスの有効期限は一律ではありませんので、受給者証で確認してください。

有効期限満了の1か月前頃に、サービスの継続利用に必要な書類をご自宅へ郵送しますので、継

続希望される人は、書類に記入のうえ健康福祉課窓口へ提出してください。

また、現在利用しているサービスの支援量の変更を希望される人、利用者負担上限月額が変更になる人は、変更の申請を随時受け付けています。

現在サービスを利用している人で、サービスの追加を希望される場合は、そのサービスについては新規の申込みとなります。これについても随時受け付けています。

●更新申請手続き

- ・必要な書類
 - ア 申請書（郵送します）
 - イ 受給者証
 - ウ 印かん

●サービスの支給量変更手続き

- ・必要な書類
 - ア 変更申請書（窓口にあります）
 - イ 受給者証
 - ウ 印かん

●利用者負担上限月額の変更手続き

- ・必要な書類
 - ア 変更申請書（窓口にあります）
 - イ 受給者証
 - ウ 同意書（利用者負担上限月額の変更の場合のみ）
 - エ 印かん
 - オ 通帳の写し
 - カ 本人（18歳以下の場合は保護者）の収入のわかるもの
 - キ 必要経費のわかるもの

(二)

介護給付費の支給決定内容	
障害程度区分	
認定有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
予備欄	

サービス種別ごとに有効期限が異なりますので、確認してください

▼申請・問い合わせ先＝健康福祉課 社会福祉係 ☎66 9 1 2 8

上三川町

地域自立支援協議会 委員募集

障害者の自立生活の支援や社会参加支援に係わるサービスについて及び平成21年度からの障害福祉計画の検討を行う地域自立支援協議会の委員を募集します。

▼応募資格 町内在住又は在勤で18歳以上の人で、障害福祉に関心のある人
▼任期 平成19年10月～平成21年3月

▼内容 年4回程度（19年度は3回）の会議を開催
▼募集人員 2名

▼申込み 所定の用紙に記入の上、8月20日（月）までに持参又は郵送してください。

申込用紙は町から郵送しますので、ご請求ください。

▼問い合わせ先 健康福祉課 社会福祉係
☎66 9 1 2 8